

現行リスク調査と第2期リスク調査の比較表

	現行リスク調査	第2期リスク調査(案)
調査対象者	原則として、次の①～③を満たす者 ①現在、調査対象地域に居住している者 ②石綿取扱い施設の稼働時期に、調査対象地域に居住していた者 ③本調査の主旨を理解し、調査の協力に同意する者	原則として、次の①～④を満たす者 ①石綿取扱い施設の稼働時期に、調査対象地域に居住していた者 ②調査対象地域自治体が検査を実施する指定医療機関等で検査を受けることができる者 ③本調査の内容を理解し、調査の協力に同意する者 ④5年間継続して調査に参加できる者
問診	呼吸器疾患等の既往歴、居住歴、通学歴、本人・家族の職歴を確認	呼吸器疾患等の既往歴、居住歴、通学歴、本人・家族の職歴を確認 問診票の項目1を現在のア～オの5分類の集計を行えるように修正
胸部エックス線、CT検査	①初年度は胸部エックス線検査及び胸部CT検査を実施 ②2年目以降は胸部エックス線検査を実施。ただし、必要に応じて胸部CT検査を実施。	①初年度は胸部エックス線検査及び胸部CT検査を実施 ②2年目以降は有所見者は胸部エックス線検査及び胸部CT検査を実施し、無所見者は、胸部エックス線検査を実施。ただし、必要に応じて胸部CT検査を実施。
読影	読影の実施体制(2次読影) 各地域により体制は異なっており、例えば以下のような体制で実施。 ・自治体が設置する専門家による読影会により受診者全員を読影 ・新規受診者は全員読影。初年度の読影で所見を有しないことが確認されている継続受診者は、医療機関の1次読影で2名以上の医師で読影を実施すれば、2年目以降の2次読影は省略することができることとする。	読影の実施体制(2次読影) ※受診者数の増加により、自治体が設置する専門家による読影会により受診者全員を読影することは対応困難となるため、原則として以下の通りとしたい。 ・初年度は読影会により受診者全員を読影 ・2年目以降は前年度の読影で所見を有しないことが確認されている継続受診者は、医療機関の1次読影でダブルチェックがなされていれば2次読影は省略可能。
継続受診及び調査終了の考え方	1) 石綿健康被害救済法の指定疾病に罹患した者は、その時点で調査終了とする。 2) 石綿ばく露に関する医学的所見が認められる者のうち、医療の必要がないとされた者は、経過観察とする。 3) 石綿ばく露に関する医学的所見が認められる者のうち、医療の必要があるとされた者は、調査終了とするが、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。 4) 石綿ばく露に関する医学的所見が認められない者のうち、医療の必要がないとされた者は、経過観察とする。 5) 石綿ばく露に関する医学的所見が認められない者のうち、他の疾病により医療の必要があるとされた者は、調査終了とするが、治療終了後に経過観察者に含めることは妨げない。	1) 石綿健康被害救済法の指定疾病に罹患した者は、その時点で調査終了とする。 2) 医療の必要があるとされた者は、調査終了とするが、治療終了後に調査対象者(継続受診者)に含めることは妨げない。 3) 医療の必要がないとされた者は、継続受診者とする。 ※現行リスク調査の3)及び5)を2)に、2)及び4)を3)にまとめている。
調査終了者の経過診断把握	新たに同意を得るなどし、可能な限り治療経過等を把握(平成20年度から調査実施)	初年度に同意を得るため、可能な限り治療経過等を把握(毎年、調査の実施)
継続受診勧奨	郵送による受診勧奨。	郵送による受診勧奨。 受診できない場合はアンケートによる現況確認。